

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

議題に入る前ではありますが、11月28日に正副委員長会議が開催され、委員会における政策形成及び委員間討議の積極的な取組について、本日配信している資料のとおり確認されましたので、御一読の上、御承知おき願います。なお、本常任委員会として市政の課題をよりよい方向へつなげていく方法は様々あると考えることから、その取扱いについては、皆様と協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第5号、生活保護受給者へのアンケート実施等を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

○金谷委員 この陳情について、私のほうからは1つ、提案をさせていただきたいことがございます。陳情事項が1、2、3と3項目あるんですけれども、このうちの3を除いた1と2について、一部採択ではいかがでしょうかということでございますので、委員長、お取り計らいをお願いいたします。

○高橋紀博委員長 一部採択の意向の趣旨について説明願います。

○金谷委員 1と2については理解できる部分も大いにあるかと思えますけど、3については、福祉部局において、市民・全職員へのアンケートを実施することという内容で、この市民っていうところ、また、全職員っていうところのアンケートの内容については、市民の皆様も、生活保護に対しての本当の制度的なことは、かなり誤解があると、これまでも多くの市民要望を受けた中で感じていることから、なかなか厳しいなと思います。しかし、1と2については、可能性があるかなと思ったので、そのような扱いはいかがでしょうかということでございます。

○高橋紀博委員長 それでは、ただいま、無党派Gの金谷委員から一部採択の申出がありました。平成16年2月17日の議会運営委員会で決定されたとおり、一部採択を実施する場合の前提として、次の3点のいずれにも該当することが条件となっております。1、願意が項目別に明示してあること。2、所管の委員会において、委員から一部採択を要望する発言があり、協議が調った場合。3、賛否の判断を聴取した結果、採択で全会一致となった一部の項目がある場合。これら3点のいずれにも該当することということが条件となっております。

なお、一部採択以外の項目については審査未了として扱われるということになっております。

ただいまの金谷委員からの発言に対しまして、他の委員の皆様から、御発言はございますでしょうか。

○能登谷委員 今、一部採択というお話がありました。陳情者の趣旨は、全体として保護行政というか、生活保護受給者の権利を守ることが中心だと思えますので、理解できる部分は大いにあるんですね。ただ、陳情の趣旨は、桐生市の生活保護の取扱いについて、不当な事務というか不適切な事務があったということが根本になっています。それについてはさきに質疑もさせてもらって、旭川市においてはその実態はないということを確認しております。だとすると、それに基づ

くいろんな陳情の中身、具体的な陳情事項というのが妥当なのかどうかは、なかなか趣旨に沿い難い面があるなど私は思っています。一部採択するとしても、3は確かにちょっと無理だと私も率直に言って思います。

福祉部局のほうから、市民や全職員へのアンケートということが、それは実際できることなのかどうかというのは、ちょっと難しいと思うんですね。では、1、2はできるのかというと、1においては、保護受給者へのアンケートなんですが、保護課では個別のケースワークをしているんですよ。だからケース記録もあり、ケースワーカーが個々の人たちと、相当、生活のことやいろいろなことについて把握しているということが前提になっていますから、実際に、そのことが、ちゃんとやれているかどうかということに大いなる疑問があるときには、別な手法で判断しなければならないと思うんです。確かに桐生市のような問題が起きている場合は、それは必要になるかもしれないということを思いますが、そういう実態が特にないなという中で、あえて、個別のケースワークを越えて、やる必要があるかどうかはちょっと私は疑問です。

それから、2番において、意見箱の設置、これぐらいじゃないかと思うかもしれませんが、それが全体としてこの陳情者の陳情趣旨に合うかどうかで見てみると、陳情事項は設置することになっていますけど、ほかに市長への意見とかいろんな意見も、提出できる状況になっていますので、一部採択についてもなかなかちょっとどうなのかなという気がいたします。

いずれにしても、会派それぞれの判断だけではなくてですね、議員間でのいろんな意見交換も含めて、少し考えていったらいいんじゃないかというふうに思います。冒頭、委員長からも、委員間討議のことなんか発言がありましたけども、そういう手法を用いてでも、少し議論して判断したらどうかなというふうに思います。

以上です。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、御発言がないということで、無党派Gの金谷委員から要望のあった、項目1及び2について一部採択の取扱いをすることについて、各会派及び無所属に判断が可能か伺ってまいります。自民党・市民会議。

○沼崎委員 一部採択については判断できるというところになっていましたが、今いただいたお話については一度、会派に持ち帰って検討したいと思います。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 今、一部採択についての御提案がありました。提案としてはよろしいかと思っておりますが、陳情が出されたのが3月、そして能登谷委員のほうから質疑があったのが5月ということで、この間、会派の中でも検討が進んでいる状態でありまして、また、委員長のほうから、事前に今回これを取り扱うということで、会派の判断を求めるといような御相談がございました。そういった委員長からの相談に応じて、会派としても検討して、今日結論を出せる状態になっておりましたので、一部採択について、どこまで現実的に検討ができるのか、各会派等それぞれ状況はあろうかと思いますが、ちょっと、タイミングとしてはどうかなとは思いますが、御提案がありましたので、会派に持ち帰り、検討させていただきたいと思います。

○高橋紀博委員長 日本共産党。

○能登谷委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 旭川市民連合。

○小林委員 市民連合のほうもですね、本日、判断できるようにと思って準備をしてきた部分があります。ただ、私どもの会派の中でも、陳情の1、2に関しては、理解できるところがあるという判断がありましたので、その上で、3番についての対応が難しいのではないかとこのところ不採択というところを考えてはいたんですが、ただいま、一部採択もしくは委員間討議ということで御提案を受けましたので、再度会派のほうに持ち帰り検討させていただきたいと思います。

○高橋紀博委員長 無所属安田委員。

○安田委員 今日判断できるようには来たんですけども、一部採択っていうことも言われたんで、多少お時間をいただければと思います。

○高橋紀博委員長 それでは、まだ判断できない会派等がありますことから、次回の扱いということにさせていただきたいと思います。

委員間討議の実施についても、今、能登谷委員から発言がありましたけども、その可否についても、まだ判断できない会派等がありますことから、陳情第5号を今回は保留といたします。

○能登谷委員 委員間討議を実施するかしないかは、今日結論を得たほうがいいんじゃないでしょうか。というか、それも次回の判断になると、そこから判断して、また次の月とかということになっちゃうので、委員間討議が必要かどうかは今日判断していただいて、そうであれば、必要がない中で、ストレートに次回、一部採択、それから、陳情そのものの採択ということに進むのか、そこまでは道筋を決めていただいたほうが、ずるずる延びなくていいんじゃないかなと思うんですけど。

○安田委員 今日、委員間討議って話を聞いてですね、多分皆さん、ここで判断するって言うてもできないんじゃないかなと思うんでね、委員間討議のことも含めて、次回までに2つの宿題が出されたってことでいいんじゃないのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

○高橋紀博委員長 今回は持ち帰りということで、それも含めた中で、次回判断を伺うということで、よろしいですか。

○中野委員 委員間討議のことについては、今、委員長からお尋ねがありませんでした。提案は能登谷委員のほうからありましたので、持ち帰り検討させていただきたいと思います。委員間討議の趣旨がちょっとよく見えないんですが、陳情が決定される前の段階において、一部採択について討議をする、もしくは各会派等の結論を聞いていない中で討議をする、ちょっとどういった意図、趣旨でこの討議を進めていくのか、会派内で相談するにも少し情報が足りないなというふうに思っておりますし、特に、生活保護の関係においては、国の受託事務ということもありますので、旭川市として、どこまで裁量を発揮して、今後事務が行えるかっていうところもありますので、討議の趣旨、また、討議が実施されれば、委員長がその采配をしていくと思うんですが、どういった形でこの討議を行っていくのか、少し御説明いただいた上で持ち帰り、しっかり会派として判断したいと思います。

○高橋紀博委員長 それでは、能登谷委員のほうから委員間討議もあっていいのではないかとこのように発言がございました。討議項目及び趣旨等について、能登谷委員から御説明させていただきたいと思います。

○能登谷委員 結局ですね、先ほどもお話がありましたけど、3月に陳情が出て、5月には質疑も

行ってということで随分長くなっていますよね。それで、質疑したときには桐生市のいろんな生活保護の不当な事務の扱いの実態なんかも理事者から聞かせていただきましたし、それから、では、旭川でそういう実態があるのかどうかということも聞かせてもらいました。それからまた、日が長くてたっているということもあって、一部採択するかどうかも含めて、各会派等がいろんな意見をお持ちになっていると思うので、それらを御披瀝いただきながら、判断に至るということがいいんじゃないかと思ったんです。だから、先に委員間討議するかどうかを決めてもらったほうがいいよということをおっしゃっていただきました。

全体としては、この陳情の趣旨は、先ほども言いましたけども、アンケートなどを求めながら保護受給者の権利を守っていきたいという趣旨なんだと思うんですが、そのこととされている内容が合致しているかどうかも含めて、会派を超えていろんな意見交換をしたほうがいいんじゃないかというふうに思いました。それから今、中野委員もおっしゃったように、生活保護行政については法定受託事務なので、それについてどんどんどん旭川市として、別な角度でいろんなことができるかといえば、それは限界がありますよね。それらも含めてきちっと確認し合っていたほうがいいんじゃないかというふうに思いました。アンケートが駄目だっていう意味ではないんですけれども、やれること、やれないことがあると思いますから、それらもちょっと確認しながら、議会としての判断をしたほうがいいんじゃないかと思ったということです。

○高橋紀博委員長 それでは、委員間討議実施の趣旨ということで、今御説明いただきました。

平成24年2月23日の議会運営委員会で決定されたとおり、委員間討議の実施は全会一致というのが成立要件というふうになっています。

ただいま意向表明ということで委員間討議の実施について、判断をしていったらどうかという意見もございましたので、まず各会派及び無所属に、この委員間討議の実施について判断が可能か伺ってまいりたいと思います。自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 公明党。

○中野委員 今、説明がありました。会派に持ち帰り、委員間討議については検討させていただきたいと思います。

○高橋紀博委員長 旭川市民連合。

○小林委員 先ほど会派に持ち帰らせていただくと言ったんですが、確かに委員間でちゃんと話をして、意見交換して進めていくのは妥当かなと思いますので、委員間討議の実施については判断できます。

○高橋紀博委員長 無党派G。

○金谷委員 判断できます。

○高橋紀博委員長 無所属安田委員。

○安田委員 判断できません。

○高橋紀博委員長 この委員間討議の実施の可否について、判断できない会派等がありますことから、陳情第5号については、今回保留というふうにさせていただきたいと思います。

次に、2、令和6年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号及び議案第4号ないし議案第7号の以上6件につきまして、理事者から説明を願います。

○飯森税務部税制課長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の9ページを御覧ください。2款2項2目の徴収事務費につきまして、10月に行われた郵便料金の改定に伴い、督促状等を発送する予算に不足が生じること、また、償還金において、法人市民税の償還金が当初の見込みを上回ることから、1千549万2千円を補正するものでございます。全額一般財源となっております。

続きまして、債務負担行為の追加でございます。2ページの第2表、債務負担行為補正（追加分）の上から1段目と2段目の2件でございます。これらは、いずれも令和7年度の当初課税に向け、納税通知書の作成や封入封緘等の業務を一括して委託するもので、限度額につきましては、それぞれ376万1千円と853万8千円となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊福祉保険部長 第4回定例会に提案しております福祉保険部所管の補正予算について、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算でございますが、補正予算書9ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者相談支援費では、障害者相談支援事業等に係る消費税の課税区分見直しに伴い、1千351万9千円を補正いたします。財源は全額一般財源になります。

次に、特別障害者手当等給付費では、特別障害者手当等の受給者及び単価の増に伴い、557万5千円を補正いたします。財源は国庫支出金が418万1千円、一般財源が139万4千円でございます。

次に、障害福祉サービス等ICT活用推進費では、障害者支援施設等に対し、ICT等の導入経費を補助するため、296万9千円を補正いたします。財源は国庫支出金が197万9千円、一般財源が99万円でございます。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金では、令和4年度補助事業に係る課税仕入れ控除税額の報告に伴う道への返還金、9万9千円を補正いたします。財源は全額、諸収入になります。

次に、老人施設等措置費では、対象となる養護老人ホーム入所者の増に伴い、1千742万4千円を補正いたします。財源は全額一般財源になります。

次に、6目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金では、郵便料金改定に伴う特別会計への繰出金で160万9千円を補正いたします。財源は全額一般財源になります。

次に、10ページ、3款2項2目児童措置費の障害児等性被害防止対策事業費につきましては、障害児通所支援事業所等における監視カメラ等の設備購入経費を補助するため、73万2千円を補正いたします。財源は国庫支出金が48万7千円、一般財源が24万5千円です。

次に、3項2目扶助費の生活保護等費につきましては、医療扶助費等の増加に伴い、9億5千69万5千円を補正いたします。財源は国庫支出金が7億1千302万1千円、一般財源が2億3千767万4千円になります。

続きまして、議案第2号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、補正予算書13ページを御覧ください。債務負担行為でございます。国民健康保険料納入通知書等

作成及び封入封かん業務委託料につきまして、国民健康保険料の令和7年度賦課分の納入通知書等の作成と、封入封緘を一括して委託するため、令和7年1月までに契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第4号、令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書15ページを御覧ください。6款1項3目償還金では、前年度に交付を受けた国庫支出金と道支出金の精算に伴う償還金として1億855万4千円を補正いたします。財源は全額基金繰入金になります。

続きまして、議案第5号、令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の16ページを御覧ください。1款2項1目の保険料徴収費につきまして、郵便料金改定に伴う通信運搬費のため、160万9千円の補正となります。財源は全額一般会計繰入金でございます。

以上が今回提案しております補正予算の概要となります。

続きまして、条例改正に係る議案でございます。

議案第7号、旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。生活保護法に基づく施設である、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する国の基準が一部改正されたことに伴い、救護施設及び更生施設について個別支援計画作成の義務規定を設ける条項の整備など、所要の改正を行うもので、施行日は公布の日とさせていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○田村保健所地域保健担当部長 第4回定例会に提案しております保健所所管分の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算書の10ページを御覧いただきたいと思っております。4款1項2目の予防接種費についてであります。本事業は、令和5年度までに特例臨時接種として実施いたしました新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度におきまして、これまでに予防接種被害者健康手帳の交付を受けている方のうち、医療費及び医療手当の給付申請を行った1名分及び今後給付申請が見込まれる6名分の給付費用の不足分として、291万8千円を補正しようとするものであります。財源につきましては、全額道支出金であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和6年第4回定例会提出議案のうち、市立旭川病院が所管いたします議案第6号、令和6年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の18ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、債務負担行為2件の追加でございまして、18ページの債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和7年4月1日を始期といたします、夜間看護補助業務委託料及びドクターズクラーク業務委託料につきまして、期間及び限度額の設定を行おうとするものでございます。

以上よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和6年第4回定例会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車による交通事故について、理事者から報告を願います。

○田村保健所地域保健担当部長 報告第1号、専決処分の報告につきましては、総務常任委員会の所管でございますが、そのうち、整理番号1につきましては、保健所に関わりがございますので、御説明申し上げます。

本年8月29日、市内末広1条10丁目の駐車場内におきまして、保健所職員の運転する普通乗用車が駐車場所に向かって右折したところ、駐車中の相手方車両と接触し損害を与えたものであり、市の過失割合を100%、損害賠償の額を7万6千450円と定め、10月15日に専決処分をさせていただいたものであります。

交通事故につきましては日頃から注意喚起を行っているところでありますが、今後におきましてはより一層職場内における交通安全意識の徹底を図り、事故の再発防止に努めてまいります。

以上、よろしく願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、旭川市宿泊税条例(案)骨子に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○飯森税務部税制課長 旭川市宿泊税条例(案)骨子に係る意見提出手続の実施につきまして御報告申し上げます。お手元の資料の7ページを御覧ください。

まず初めに、本市における宿泊税につきましては、これまで観光スポーツ部が主体となり、本市の附属機関である旭川市中小企業審議会からの答申を踏まえ、宿泊事業者や宿泊者などからの意見やパブリックコメントを通じ、今般、その基本的な方向性を決定したところでございます。

宿泊税の導入に当たりましては、税を賦課徴収するために必要となる事項を規定する必要がありますことから、税務部におきまして、観光スポーツ部からの依頼に基づき、旭川市宿泊税条例(案)骨子を作成し、市民の皆様から意見の聴取を行うものでございます。

次に、条例の内容につきましては、5ページを御覧ください。宿泊税の目的としましては、地方税法の規定に基づく法定外目的税であること、及び、旭川市観光振興条例の規定に基づくものと規定しております。課税の対象としましては、市内の宿泊施設への宿泊行為とし、課税免除の要件は、修学旅行等の学校行事及び満3歳以上の幼児が参加する教育、保育行事による宿泊としております。その下に記載の税率につきましては、1人1泊200円とし、その他、特別徴収義務者となる宿泊事業者に係る賦課徴収の手続、制度の見直しについては、5年ごとに行うことを規定しようとするものでございます。

意見の募集期間につきましては、本年11月20日から12月23日までとなっております。

今後は、寄せられた意見を踏まえ、条例案を策定し、令和7年第1回定例会での提案を予定しております。また、条例案に対し、議会での議決をいただいた後に、総務省との協議に入るとともに、宿泊事業者の皆様への周知を行い、令和8年4月からの宿泊税の導入を目指しているところでございます。

以上、意見提出手続の実施についての御報告でございます。よろしくお願いたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 報告がありました宿泊税条例（案）、その骨子ということで、今、パブコメを取っているということで伺いましたけれども、まず、その導入の目的や効果、税収の見込みについてお聞かせください。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の検討につきましては、これまで観光スポーツ部が主体となって進めてきたところでございます。

導入の目的につきましては、観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域の活性化を図るために重要な産業であるものの、財政の硬直化などの厳しい財政状況の中、本市の観光における課題を解決するため、新たな財源の確保が必要となったところでございます。

その方法といたしましては、本市の附属機関である旭川市中小企業審議会からの答申を踏まえ、法定外目的税である宿泊税により確保するのがおおむね妥当であるという結論に至ったものと承知しております。

次に、宿泊税の導入効果につきましては、その税収を来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり、誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり、持続可能な観光づくりなどに活用することで、市内の消費拡大や関連産業を活性化し、旭川観光基本方針で定める、旭川市が世界中から訪れたい観光地への発展につなげていくことと認識しております。

なお、税収としましては、過去の宿泊総数を踏まえ、年間3億円から4億円程度を見込んでいるところでございます。

○能登谷委員 観光基本方針に基づく様々な観光の活性化策に使うと、3～4億円のいただいたお金を活用していくんだということだと思えます。それで、今、北海道も宿泊税を導入するというで議論していて、この第4回定例会で決めようとしているんですが、北海道と二重取りになるということになりますよね。ほかの県でそういう例は少しはあるようですけれども、あまり例が少ないというふうに思っているんですが、他県にはそういう例はあるのかどうか、二重取りについて聞かせていただきたい。

○飯森税務部税制課長 先行事例におきましては、福岡県内において、福岡市、北九州市が課税している例がございます。

福岡県の場合、県が宿泊税を一律200円徴収することとしておりますが、福岡市及び北九州市内においては、県税分を50円としているところであり、ほかにも、宮城県と仙台市においても、福岡県と同様に、県と市で税率を調整し、来年11月から徴収を開始する予定との報道がなされているところでございます。

なお、北海道に対しましても、福岡県と同様の仕組みとするよう、昨年9月に旭川市を含め道内7市から申入れを行ったところではございますが、北海道においてはそのような調整が行われなかったものでございます。

○能登谷委員 福岡県では200円だけれども、福岡市や北九州市でいただくときには、県は50円にして、市のほうが150円ということなので、ちょっと事情が相当、今、北海道と旭川市がやろうとしていることは違うのかなというふうに思うんです。北海道に対して申入れしたけど、全然聞いてくれないということなんでしょうけども、丸々向こうは取ろうとしてる中で、新たな、やっぱり宿泊する人にとっても、事業者にとってもいろんな負担になるんじゃないかなというふうに思うんです。で、具体的にはどのような徴収をされるのか、中身について聞かせていただきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 宿泊税の徴収につきましては、宿泊者が宿泊施設に対し、宿泊料金と旭川市分の1人1泊一律200円、それから、宿泊料金に応じ、北海道分の1人1泊100円から500円の宿泊税を併せてお支払いいただきまして、宿泊施設が特別徴収義務者として、市及び北海道分の宿泊税を旭川市に申告、納入する特別徴収の方法としております。

○能登谷委員 結局これだと宿泊者からは300円から700円まで、両方もらうと。700円の方は相当高額な規定になっていますけれども、それでも最低でも300円をもらうということなので、なかなか負担が重いなということを率直に思いますね。それから宿泊事業者の負担はどうなるのかお聞かせいただきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 宿泊施設によっては、宿泊システムの改修や宿泊税の精算機を導入するなどの負担も生じますことから、それらの費用負担に対する補助を北海道でも検討しているほか、観光スポーツ部においても検討しているところでございます。また、宿泊税をキャッシュレス決済した場合の手数料ですとか、インバウンドへの対応など、コストも生じますことから、先行の自治体においては、納期内に納入された税額に対し、一定割合を特別徴収義務者である宿泊施設に交付する制度がありますことから、本市も検討しているところでございます。

○能登谷委員 先ほども少しお話がありましたが、課税が免除される宿泊についても、少し詳しくお示しいただきたいと思います。

○飯森税務部税制課長 旭川市中小企業審議会からの答申では、簡素な仕組みづくりとして、課税免除の要件は設けないことが適当とされた一方で、北海道も同じく宿泊税の導入を検討していることから、北海道と課税要件が異なることで、かえって複雑な制度とならぬよう、北海道と制度設計を合わせることを前提に検討されたいという答申を受けております。

また、市内宿泊事業者にアンケートを取った結果、宿泊事業者からも、北海道と課税要件を合わせるべきであるという意見を受けましたことから、課税免除につきましては、観光スポーツ部において、北海道と同じ要件にするとの方向性を決定したところでございます。その要件といたしましては、大学を除く学校教育法第1条に規定する学校が主催する修学旅行や宿泊研修などの学校行事における児童生徒等及び引率者、または、保育所や幼保連携型認定こども園等の教育、保育施設が年齢または施設単位の行事として実施する、満3歳以上の幼児及び引率者となっております。

○能登谷委員 学校や保育園の行事では課税免除になることもあるということのようですが、学生のスポーツ合宿とか、またスポーツ以外でも、学生が様々な大会に参加するということがありますけれども、これらの宿泊はどうなるのでしょうか。

また、北海道が実施する妊産婦安心出産支援事業の対象者のように自分のまちでは出産できないということで、旭川市に来られたり、周辺のまちで産科があるところに受診するというための宿泊

もあると思うんですが、これらはいずれも観光目的ではない場合なんです、これらの場合は課税免除となるのかどうか伺います。

○飯森税務部税制課長 スポーツ合宿や大会への参加、また、北海道が実施する妊産婦安心出産支援事業の対象者につきましては、制度簡素化の観点から、北海道と課税免除の要件を合わせているため、いずれも課税は免除されませんが、子どもたちの合宿や大会参加のほか、地方からの出産等に伴う宿泊につきましては、宿泊事業者等からの要望も踏まえ、どのような支援策が取れるかについて、観光スポーツ部において検討していく予定でございます。

○能登谷委員 課税免除の対象になっていないけれども、支援策は考えなければならないということですね。制度簡素化よりも負担軽減を優先してもらったほうが私はいいなというふうに思います。

最後に部長に聞こうと思ってつくってございましたけど、部長はおられないようなので、ちょっと代わって答えてほしいんですが、今聞いたように北海道と二重取りになるということとか、それから観光目的でない場合の課税免除の対象の範囲ということとか、事業者の負担など、検討課題がまだまだたくさんあるんじゃないかなというふうに感じています。現在、市民意見、パブリックコメントをいただいている最中なんです、市民の意見を真摯に受け止めて、ぜひ対応していただきたいというふうに思いますので、市民意見にどのように向き合うのかについてお聞かせいただいで終わりたいと思います。

○飯森税務部税制課長 制度の考え方につきましては、観光スポーツ部が主体となり検討しておりますことから、市民の皆様からいただいた意見などにつきましては、観光スポーツ部と共有を図るとともに、現在、宿泊税条例を議会に提案しております北海道の動向なども踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、障害者自立支援給付費負担金の過大交付について、理事者から報告願います。

○川邊福祉保険部長 説明に先立ちまして、まずは先日の、本件に係る新聞報道で、市民の皆さん、議会の皆さんに驚きを与え、御心配をおかけしてしまいましたことについて、改めてこの場でおわびを申し上げます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。本件は、今年6月に実施された会計検査において、本市に対し、平成26、27年度の障害者自立支援給付費が、国から過大に交付されたという指摘があり、厚生労働省から返還の検討を求められ、現在、協議を行っているというものでございます。この給付費は障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業を提供した事業所に対し、国2分の1、道4分の1、市4分の1の割合で給付を行うもので、会計検査院が指摘している、国から本市に対する給付額は1千653万75円でございます。

原因については、不正により指定取消しとなった事業所に対し、本市が返還を求めた額の実績報告書への記載要領が誤っていたことによるものであります、具体的に申し上げますと、本市では、当該事業所から返還があった都度、その額を記載して国に返還するものと捉えておりましたが、実

際には、事業所からの返還の有無を問わず、判明した時点で国に全額返還するよう、そういった記載を求めるものでございました。指定取消しに伴う返還請求について、当時我々の認識も不足しておりましたが、この事務処理方法について、国から具体的に書面などで示されたものもございませんでした。こうした会計検査院の指摘に基づき、国からは、今年9月に市町村に対し具体的な事務手続が示されましたので、課内で周知徹底を図り、当該事務への理解を深めるとともに、管理職を含む複数の職員で確認を行い、再発防止に努めているところでございます。

概要については以上になります。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 障害者自立支援給付費の過大交付ということになったということで、その後の厚労省との相談もいろいろしてきた経過もあった中で、今度こういうふうになるというのがちょっと解せないものですから少し聞かせていただきたいなと思うんです。過大となる実績報告を行うことになった発端は何なのかということをお聞かせいただきたいのと、事業所の指定取消しをした経過も含めて、併せてお示しいただきたいなと思います。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 平成29年1月に、市の指導監査課が障害福祉サービスの事業所に対しまして監査を実施したところ、不正を発見し、同年4月に指定取消しとしたことに伴いまして、同年5月に当該事業者に対しまして、平成26年度から平成28年度分の障害者自立支援給付費を返還請求したところでございます。この返還請求額の国への実績報告における取扱いについて、給付費の実支出額から、返還請求額の全額を控除すべきところ、控除せずに報告していたことが、令和4年の会計検査院の検査において、国庫負担金の過大交付になっているとの指摘を受けたものでございます。

○能登谷委員 令和4年度に既に会計検査院から指摘されていたことで、今問題になっていることなんですけれども、令和4年度の会計検査院の指摘を受けて、市はどのような対応を行ってきたんでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 令和4年度に会計検査院から受けた指摘は、平成26年度、27年度、また、平成28年度の3年分が対象となっております。そのうち、平成28年度分につきましては、国と道の通知に基づきまして、額の修正を行い、令和5年第1回定例会で、補正予算の議決を得て、国と道へ返還をしたところでございます。なお、平成26年度と平成27年度分については、会計法上の時効である5年が到来しているため、返還対象とならないものと認識しております。

○能登谷委員 国と道の通知に基づき、額の修正も行ってきたということですから、国、道とも相談しながら、これは決めたってことですよね。だから、市はきちっとその対応してきていると思うんですよ。平成26、27年度分については時効が到来しているから対象とならない、それは当然だと思うんですよね。だから、国も28年度分についての国と道の通知指導があったものだと思うんですよ。それをなぜ今になってね、平成26、27年度について、ぶり返しているのかが分からない。だから、今回の会計検査院の指摘を受けて、まず、国はどのような対応を行ったのか伺いたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 今回の検査における指摘は、令和4年度と同様のものとなります。指摘を受けた厚生労働省は、市町村において算出が適切に行われるよう、具体的な事務手続などを

追記した事務連絡を行うとともに、該当する市町村に対して過大に交付された国庫負担金の額の確認を行い、国庫への返還の手続を取らせる処置を講じられたところです。

○能登谷委員 ということは、追加の事務を連絡したってことは、連絡が足りていなかったってことですよね。具体的なこのことまで書いていない中で、会計検査院の指摘を受けて、慌てて国がやったんだけど、その前の対応も国の指導に基づく対応をしてきたはずなんですよ。それが今どうしてなのかなというのは、どうも解せないという感じなんです。それで国から返還要請があるってことなんですけど、時効になっているものを返還要請できるのでしょうか。市はどう受け止めているのかお聞かせいただきたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 国への返還につきましては、事業者から返還があり、市に利得が生じている場合であれば、国に返還の必要性があるものと認識しております。しかしながら、当該事業者は事業休止状態で返還が望めないという状況にある中で、地方自治法の時効が到来したことにより、旭川市会計規則に基づき、令和4年度末に不納欠損処分を行っております。既に事業者に対する債権も消滅し、市に利得が生じないといった状況にあります。また、国との関係においては、会計法上の時効が到来しておりますので、このたび返還を求められていることに、正直な気持ちとしては戸惑っているところでございます。現在、法的な返還根拠などについて厚生労働省に確認しているところであり、庁内の法制担当部署や弁護士とも相談しながら、対応を検討しているところです。

○能登谷委員 結局、法的根拠がない中で、なぜ厚労省が返還要求しているのかなというのはちょっとやっぱり分かりませんね。不当利得があると、事業者からお金が返ってきているんだということであれば、その分丸々返したってそれはおかしくないんだけど、道や国の指導にも基づきながら対応して、まだ足りないんだと言ってきているということですよ。だけど不納欠損処分もしていますし、旭川市としてはこれ以上やりようがないんじゃないかなと思うんですよ。

例えば、個人や事業者に対して、旭川市が過大な納付をした場合、個人や事業者から市に対して過大納付したというときに、時効5年になって、それ以前のものについて、請求や返還はできるのでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 時効が到来したものの取扱いにつきましては、市に明らかな過失が認められるものにつきましては、国家賠償法や民法などに基づき請求や返還といった事例がありますが、それ以外の一般的なものについては、地方自治法や他の法律の定めに規定されている期間を超えるものについては請求できないものとなっております。

○能登谷委員 そうだと思うんですよ。だから、会計検査院が当時指摘して、そして、国や道が対応しながら、相談しながら、平成28年については返したけど、26、27年については時効だから、そのままになっていたというものですよね。それを今になってですね、法令の根拠もなく、過大だったから全額返せと。しかも不当利得はないと。市が何か現金を握ったとかね、事業者から回収したという事実もない中で、過大だから返せと言われてもですね、法令に基づかない根拠のない返還要求には私は応えるべきでないと、率直に言って思いますけれども、この過大交付について今後どのような対応になるか、最後、お聞かせいただいて終わりたいと思います。

○川邊福祉保険部長 ただいま質疑の中で、障害福祉課から、このたびの事案の経過ですとか内容ですとか、詳しく御説明をさせていただきました。私どもも、令和4年度の会計検査の中で、実績

報告書の記載要領の誤りについて指摘を受けた後、今日までの対応につきましては十分な協議の上、法や通知に従った慎重な対応、事務処理について、心がけてきたところでございます。そのような中、今回、令和6年度の会計検査で改めて指摘を受けたということで、今後の対応についてでございますけれども、私ども公務に携わる者の基本姿勢といたしましては、やはり、法令に基づき、公平で公正な捉え方と判断を持って対応をしていくことになるものと考えております。したがって、本事案につきましても、法的な返還根拠について、庁内関係部署や法律の専門家などの指導助言を踏まえながら、国と協議をして解決に当たってまいる考えであります。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時08分